

役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 博愛福祉会

令和 4 年 4 月 1 日 施行

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛福祉会(以下「当法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常勤勤務するものをいう。)については、報酬及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。
- 2 常勤役員及び非常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が30,000,000円を超えない範囲とする。ただし、退職金を除く。
- 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲とする。ただし、退職金を除く。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤職員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職金については、別表2に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額。ただし、理事及び監事が理事会の決議の省略による方法によって開催され、意思表示を示した場合及び評議員が評議員会の決議の省略による方法によって開催され、意思表示を示した場合においては、報酬として10,000円を支給することができる。
- (2) 退職金については、別表4に定める額
- (3) 日当については、別表5に定める額
- 2 非常勤役員等が職務のために出張をしたとき又は理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、別表6に定める額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員(嘱託職員を含む。)を兼務し、職員給与を支給している役員に対し

ては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関が休業日の場合はその前日とする。
- (2) 退職金については、任期满了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 役員等報酬規程(平成 29 年 6 月 23 日施行)は廃止する。

附 則 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 常勤役員の報酬(第3条関係)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 1, 2 5 0, 0 0 0 円
専務理事	月額 8 0 0, 0 0 0 円
理事	月額 5 0 0, 0 0 0 円

別表2 常勤役員等の退職金算定式(第3条関係)

5 0, 0 0 0 円×在任年数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 非常勤役員等の報酬(第4条関係)

役員及び評議員が理事会・評議員会に出席した場合又は研修旅行に出席した場合	報酬として1日20, 000円を支給する。
理事及び監事が理事会の決議の省略による方法によって開催され、意思表示を示した場合及び評議員が評議員会の決議の省略による方法によって開催され、意思表示を示した場合。	報酬として1日10, 000円を支給する。

別表4 非常勤役員等の退職金算定表(第4条関係)

非常勤役員の退職金	20, 000円×在任年数
評議員の退職金	15, 000円×在任年数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表5 非常勤役員等の日当

役員及び評議員が法人の催しに出席(施設の行事、施設の視察、施設監査の立ち合い等)した場合	日当として1日10, 000円を支給する。
役員及び評議員が業務上の出張をした場合	日当として1日10, 000円を支給する。ただし、海外出張又は研修のための出張の場合は、日当として1日20, 000円を支給する。

別表6 非常勤役員等の交通費等

役員及び評議員が業務上の出張をした場合	交通費及び宿泊費については、実費相当額を支給する。ただし、海外出張及び東京23区の場合は、宿泊費として
---------------------	---

	1泊20,000円、それ以外は 1泊15,000円を支給する。
役員及び評議員が理事会・評議員会の会 議に出席した場合	交通費及び宿泊費については、旅費規程 に基づく、実費相当額を支給する。